**令和7年度熊本県北インバウンド誘客強化事業（公募型プロポーザル方式）質疑回答一覧**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 受付 | 項目 | 質問事項 | 回答 |
| １ | 募集要項８．応募意思表明の手続き（３）会社の過去３年間の同種又は類似業務の実績（様式第５号）について  | 様式第５号に記載する「会社の過去３年間の同種又は類似業務の実績」について様式の記載が３件となっていますが、３件以上記載しても問題ないのか、また何件まで掲載可能でしょうか。 | 様式第５号内の注釈１の記載に則り、３件まで掲載可能です。※注１：実績は契約金額の高いほうから順次最高３件まで記入する。また、実績として記入する業務は、既に事業が完了し、引渡しが完了した業務とする。 |
| ２ | 仕様書５.事業内容(５)体験コンテンツのプロモーションについての内容確認 | 【（５）体験コンテンツのプロモーション】に記載されてある、※KPIとして、大手旅行会社を含む６社に対し、セールスコールを１５回及びニュースレターやDM配信を３回以上配信するとあるが、この１５回の意味を知りたい。６社に対して計１５回なのか、６社×３回で１８回でもいいのか、具体的に詳細のご教示をお願いいたします。 | 仕様書５．事業内容(５)体験コンテンツのプロモーションに記載の通り、KPIは「大手旅行会社を含む６社以上に対し、セールスコールを１５回以上及びニュースレターやDMの配信を３回以上配信する。」ことを定めています。よって、セールスコールのKPIは計１５回以上です。 |
| ３ | 仕様書５.事業内容（１）台湾人に向けた県北観光資源のプロモーションについて | 「台湾人 KOL 又は KOC を起用すること」における、起用というのはKOLまたはKOCが出演する動画を第３者が撮影するということか。KOLまたはKOC（またはKOLまたはKOLのスタッフ）が動画を撮影するということか。 | KOLまたはKOCが動画を撮影・編集・発信することを想定しています。 |
| ４ | 仕様書５.事業内容（１）台湾人に向けた県北観光資源のプロモーションについて | 完成したプロモーション動画は協議会構成団体担当者に納品することとは、権利関係の譲渡という意味か。報告物として納品するということか。 | 権利関係の譲渡も含みます。詳細は仕様書１６.成果品の利用（二次利用等）に記載のとおりです。完成した動画は、協議会構成団体での使用や関係機関への提供も含む利用を想定しています。 |
| ５ | 仕様書５.事業内容（２）レンタカー周遊によるプロモーション②県北地域のドライブ周遊動画の作成について | 「台湾で知名度のあるくまモンを活用し、台湾人視聴者の興味をそそる動画とすること」とは、くまモンを出演させるということか。その場合は出演の交渉や費用はどう考えればいいか。またはアニメで登場ということか。その場合も権利関係などはどのように考えればいいか。 | 「くまモンを活用」とは、くまモンがラッピングされたレンタカーの使用を想定しています。くまモンの出演は計画時点では含まれていません。 |
| ６ | 仕様書５.事業内容（２）レンタカー周遊によるプロモーション②県北地域のドライブ周遊動画の作成について | 「動画は、SNSでの配信を前提としショート動画4本以上、詳細動画4本以上作成すること」について、ショート動画は縦型、詳細動画は横長動画という考え方で良いか。 | 動画はSNSでの配信を前提としており、効果的なプロモーションをご提案いただきたいと考えております。 |
| ７ | 仕様書５.事業内容全体について | 継続事業かと思いますが、これまでの事業全体の成果と課題を教えてくだい。 | 令和６年度事業ではコンテンツ造成は行っていますが、販売・誘客まで至っていないことが課題であると考えています。 |
| ８ | 仕様書５.事業内容（１）台湾人に向けた県北観光資源のプロモーション※別紙体験コンテンツについて | 磨き上げをされた各コンテンツのインバウンド客に対する集客数を教えてください。 | Ｑ７回答と同様。令和６年度事業での集客はありません。 |
| ９ | 仕様書５.事業内容（１）別紙体験コンテンツについて※別紙体験コンテンツについて | 一覧表に記載されているコンテンツのうち、磨き上げではなく、新たに造成されたコンテンツがあれば教えてください。 | 令和６年度事業では既存コンテンツの磨き上げを行っており、新規造成されたコンテンツはありません。 |
| １０ | 仕様書５.事業内容（１）台湾人に向けた県北観光資源のプロモーションについて | KOLまたは KOCの起用について、昨年度事業でも台湾向けに KOLを起用したプロモーションを実施されたと思いますが、起用したKOLの名前と成果を教えてください。 | 個人名の公表は差し控えますが、令和６年度に起用したKOL等の特徴としては以下が挙げられます。・YouTubeやInstagram、Facebook等SNSで約1万～約9万人のフォロワーを有している。・在日、在熊台湾人とのネットワークを有している。・旅行やグルメ紹介情報の発信を得意とする。・20～40代前半の旅行者に響く発信者。令和６年度に起用したKOLが投稿した動画再生数及び投稿のリーチ数の合計は、約39万回です。 |
| １１ | 仕様書５.事業内容（５）体験コンテンツのプロモーションについて | OTA、現地旅行社について、昨年度事業でもOTAや台湾現地旅行社でのコンテンツ販売を実施してこられたと思いますが、商談先と商談成果を教えてください。また、販売実績についても教えてください。 | Ｑ７回答と同様。コンテンツタリフの日本語版及び繁体字版を作成し、OTA事業者等へ掲載の働きかけを行いました。結果、コンテンツはOTA２社（KKday、Klook）で掲載されました。 |
| １２ | 仕様書５.事業内容（２）レンタカー周遊によるプロモーション①県北地域のドライブ周遊マップの作成について | 周遊マップの原案は各市町が従来提案しているルート（原案）を利用したもの（焼き直し）なのか、それとも新たなルート開発から行うのでしょうか。 | 周遊マップは新たなルート開発を行う予定です。 |
| １３ | 仕様書５.事業内容（２）レンタカー周遊によるプロモーションについて | くまモンのレンタカーの使用については、レンタカー会社の了解は取り付けてあるのでしょうか。 | 現時点での確約はとれていません。契約締結後、事業者と調整していただきます。 |
| １４ | 仕様書５.事業内容（２）レンタカー周遊によるプロモーションについて | 掲載情報として、レンタカー会社はどこまで（すべての会社？一部？）掲載する必要があるのでしょうか。 | 周遊プロモーションに、くまモンのレンタカーが写る（登場する）ことは想定していますが、レンタカー会社のＰＲは予定していません。 |
| １５ | 仕様書５.事業内容（２）レンタカー周遊によるプロモーションについて | くまモンの出動については受託者が申請等行うのでしょうか。 | Ｑ５回答と同様。 |
| １６ | 仕様書５.事業内容（３）台湾人向け観光プロモーションについて | 阿蘇くまもと空港、正面出入口にはデジタルサイネージは設置済なのでしょうか。そのサイネージのコンテンツを製作するという考え方で良いか。また、その使用料等については受託者が負担するものでしょうか。 | デジタルサイネージは、空港内の「くまモンのデジタル観光案内所」に設置されています。放映するコンテンツは本事業内で制作予定です。放映及びパンフ設置費用は委託費に含まれます。 |
| １７ | 仕様書５.事業内容（３）台湾人向け観光プロモーションについて | パンフレットの設置については、棚やテーブルなどを受託者側で準備する必要があるのでしょうか。 | 設置場所は、空港内の「くまモンのデジタル観光案内所」にパンフレット用の棚が設置されています。 |
| １８ | 仕様書５.事業内容（３）台湾人向け観光プロモーションについて | スライドショーの製作がひとつ。ドライブ周遊動画の製作がひとつ。ドライブ動画が完成次第切り替えることになるが、切り替えた後は季節ごとの内容に差し替えるのが難しいと考える。　切り替えるのではなく、スライドショーとドライブ動画は併用すると考えた方が良いのでしょうか。 | デジタルサイネージでの放映は、本事業で作成するドライブ周遊動画を中心に考えています。ただし、完成までに一定期間を要することを踏まえ、その期間に県北地域の観光資源を紹介する動画又は静止画のスライドショーの放映を想定しています。 |
| １９ | 仕様書５. 事業内容（２）レンタカー周遊によるプロモーション　②及び（３）台湾人向け観光プロモーション | 阿蘇くまもと空港のデジタルサイネージについて、本事業で作成した動画が完成する前に出稿する既存素材をベースとした動画（またはスライドショー）について、出稿規格を満たすための編集、新造が必要となる見通しであることを踏まえ、その準備期間を確実に確保したいうえでの放送開始時期を前提とする場合、放映期間が委託期間後に及んでもよろしいでしょうか（使用料の精算は委託期間中に完了する）。※契約期間中に６か月以上の放映期間を完全に満たそうとする場合、契約時期から考えると、貴会や各自治体における内容確認を含めた準備期間が1か月未満しか取れない可能性があります。 | 事業の都合上、委託期間内で６か月以上の放映を行っていただく必要があります。委託期間最終日は令和８年２月20日であるため、事業者には委託契約後直ちに動画またはスライドショーの作成に着手することを想定しています。 |
| ２０ | 仕様書５. 事業内容（１）台湾人に向けた県北観光資源のプロモーション及び（５）体験コンテンツのプロモーション | 昨年度造成及び磨き上げを行われた体験コンテンツについて、提示いただいた別紙資料に記載された内容以外にも、体験料金や実施元情報など販売に求められる情報を含めた商品概要（タリフ）は一旦まとまっていらっしゃいますか。または、すでに販売中でいらっしゃるものがあれば、販路なども含め情報共有いただけますでしょうか。 | Ｑ１１回答と同様。 |
| ２１ | 募集要項１０．技術提案書の提出について（１）技術提案書 | 技術提案書は２５頁以内とするとありますが、様式第７号の表紙を含めて２５頁以内でしょうか。 | 様式第７号の表紙は含めず、技術提案書の表紙を含めて２５頁以内です。 |
| ２２ | 募集要項１０．技術提案書の提出について（１）技術提案書及び１１. 一次審査（２）一次審査での選定基準 | 技術提案書に内容を含める必要のある様式第８～１３号のうち、様式内で「必要な資料は、各自で添付のこと。」との附記のある様式第９及び１０号に関して、資料を追加する場合、技術提案書の頁数として定められている２５頁に数えず、別添資料として提出することはできますか。 | 別添資料を含めて２５頁以内です。 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |